

別添 1

申請書等における性別記載欄の見直し方針

申請書など県が県民に提出を求めるものおよび通知書など県が本人に交付するもの（以下「申請書等」という。）の性別記載欄の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 条例、規則、要領など県の裁量で様式が変更できる申請書等で、性別記載に業務遂行上の必要性がないものについては性別記載欄を削除する。
- 2 条例、規則、要領など県の裁量で様式が変更できる申請書等で、性別記載に業務遂行上の必要性があるものについても可能な限り次により取り扱う。
 - (1) 任意記載にする。例えば「性別（ ）※任意記載です。記載にお困りの際は相談願います。」などとする。
 - (2) 「男・女」以外の選択肢を1つ（「回答しない」、「その他（ ）」等）加え、3択にする。
 - (3) 「男」を「1」、「女」を「2」などと表記し、一見したところで性別記載である事をわかりにくくする。

「性別記載に業務遂行上の必要性があるもの」の例示

- ・統計を行うなど、性別の情報を収集する必要がある。
（例：男女共同参画の観点から性別の情報を収集する必要があるなど）
- ・医療上、性別の情報を収集する必要がある。
- ・性別により配慮または対応を区別する必要がある。
- ・本人確認の手続上、性別情報を収集する必要がある。

など

- 3 法律や政省令などに定められ、県の裁量で様式が変更できない申請書等については、そのまま使用する。